

入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第8条の規定に基づき公告します。

令和8年6月19日

新潟市長 中原 八一

1 入札に付する事項

(1) 件名	小型動力ポンプ付き普通積載車
(2) 品質・規格・数量など	仕様書のとおり 1台
(3) 契約の条項を示す場所	新潟市財務部契約課
(4) 入札方法	電子入札システムによる電子入札とします。ただし、紙入札等方式参加承諾願を提出し、承諾を受けた場合は、紙入札を認めます。
(5) 入札期間	令和8年7月9日から令和8年7月16日午後5時まで
(6) 開札予定日時	令和8年7月17日 午後1時40分 (電子入札システムにより開札を行います。)
(7) 履行期限・履行場所	令和9年3月24日まで 新潟市消防局（新潟市中央区鐘木257番地1）
(8) 入札方式	総価での入札とします。
(9) 入札保証金	新潟市契約規則第10条第2号により免除
(10) 入札を無効とする場合	新潟市契約規則第17条第1項の規定に該当するときは無効とし、入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合はその入札の全部を無効とします。
(11) 入札を中止とする場合	新潟市契約規則第19条第1項の規定に該当する場合は、入札を中止することがあります。
(12) 談合情報等により公正な入札が行われないおそれがあるとき の措置	談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、入札期日を延期し、または取りやめることがあります。
(13) 契約保証金	新潟市契約規則第33条及び第34条の規定によります。
(14) 予定価格	公表しません。

(15) 最低制限価格	設けません。
(16) 契約締結について議会の議決を要するための仮契約	無

2 入札参加資格の要件

- (1) 新潟市内に本店、支店又は営業所があり、かつ、当該本支店等が本市の競争入札参加資格者名簿（物品）に登載されている者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者
- (4) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の別表第2の9の措置要件に該当しない者
- (5) 「メンテナンス対応等証明書」（別紙1）を提出できるものであること。
- (6) 仕様書に記載の同等以上の性能を有する調達を提案する場合、「同等品申請書」（別紙2）を提出できるものであること。

3 問い合わせ先

新潟市財務部契約課物品契約係

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市役所本館2階

電話：025-226-2213

FAX：025-225-3500

メール：keiyaku@city.niigata.lg.jp

4 入札の参加手続

一般競争入札に参加を希望する場合、次により申請してください。なお、入札参加申請者名は入札終了まで公表しません。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加申請書（別記様式第2号）
- イ メンテナンス対応等証明書（別紙1）
- ウ 同等品申請書（別紙2）（上記2（6）に該当する場合のみ）
- エ 紙入札等方式参加承諾願（別記様式第3号）（紙による入札書の提出を希望する場合のみ）

(2) 提出期間、場所及び提出方法

ア 電子入札システムによる場合

利用者登録をしたICカードを用いて、令和8年6月19日から令和8年7月

2日午後5時までに電子入札システムによりPDF形式のファイルを添付して提出してください。

- イ 持参による場合（この場合、電子入札システムによる入札書の提出は不可。）
令和8年6月19日から令和8年7月2日午後5時までに上記3の場所に持参してください。
- ウ 郵送による場合（この場合、電子入札システムによる入札書の提出は不可。）
令和8年7月2日午後5時までに上記3の場所に必着とします（書留郵便に限る）。

5 質疑書の提出について

質疑事項がある場合は、次により質疑書を提出してください。

- (1) 様式 別紙様式に準じて作成してください。
- (2) 提出期限 令和8年6月26日
- (3) 提出先 上記3に提出してください。
- (4) 提出方法 ファクシミリ又はメールとします。
- (5) 回答日 令和8年7月1日まで
- (6) 回答方法 個別にファクシミリまたはメールにて回答するほか、入札控室に掲示及びホームページへ掲載します。
- (7) その他 電話での受付は一切行いません。
質疑書には、正確な番号及び件名を記入してください。また、返信用ファクシミリ番号またはメールアドレスを必ず記入してください。

6 入札時の注意事項

- (1) 入札参加申請後に入札を辞退する場合は、電子入札システムまたは書面で届け出てください。
- (2) 入札書の提出方法
 - ア 電子入札システムによる場合
利用者登録をしたICカードを用いて、令和8年7月9日から令和8年7月16日午後5時までに電子入札システムにより提出してください。
 - イ 持参による場合
令和8年7月9日から令和8年7月16日午後5時までに上記3の場所に持参してください。なお、入札書は封書とし、その封皮に開札日、入札件名、入札参加者の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）を記載してください。
 - ウ 郵送による場合
令和8年7月9日から令和8年7月16日午後5時までに上記3の場所に必着とします。なお、入札書は封書とし、その封皮に開札日、入札件名、入札参加者の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）を記載してください。また、入札

書を入れた封筒を二重封筒とし、外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書きの上、書留郵便で郵送してください。

加入電信、電報、電話、電子メール等その他の方法による入札は認めません。

(3) 紙による入札書を提出する者は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書（別記様式第4号）を提出してください。

ア 入札参加者の住所、会社名（商号）、氏名及びその押印

イ 入札金額

ウ 履行場所

エ 品名（件名）及び数量

オ 品質・規格（詳細に記載してください。又は「仕様書のとおり」という記載でも構いません。）

カ くじ番号

(4) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額）をもって落札者の入札価格とします。入札参加申請者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

なお、入札金額の訂正は無効とします。

(5) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度入札を一回行います。再度入札の方法については、別途指示します。ただし、初度入札で無効とされた者、失格となった者及び最低制限価格を設けたときであって最低制限価格未満の入札を行った者は、再度入札に参加できません。

(6) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者が2者以上ある場合は、電子くじによって落札者を決定します。

7 落札者の決定

落札者が決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知するとともに速やかに公表します。

ただし、落札者と決定した者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合は、落札決定を取り消し、仮契約を締結していた場合は、本契約を締結しないものとします。

別紙様式

質 疑 書

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

(押印不要)

(担当者)
(FAX番号)

- 1 番 号 新潟市公告第317号
- 2 件 名 小型動力ポンプ付き普通積載車

質 疑 事 項

--

別記様式第2号

一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者

郵便番号

所在地

商号又は名称

代表者氏名

(押印不要)

担当者

(電話)

(FAX番号)

下記入札の参加資格要件を満たしており、入札に参加したいので、新潟市物品等一般競争入札実施要綱第5条第1項の規定により申請します。

記

公告年月日	令和8年6月19日
番号	新潟市公告第317号
件名	小型動力ポンプ付き普通積載車

メンテナンス対応等証明書

調達物品名【小型動力ポンプ付き普通積載車】

1 当該車両のメンテナンスが行える整備工場

(1) 最寄りの整備工場

・整備工場名称

・所在地

・電話番号

(2) 競争入札参加希望者との関係

直営・協力 (該当するものを「○」で囲む。)

「協力」に該当する場合は、競争入札参加希望者等の契約状況を明らかにする契約書又は代理店証明書の写しを添付すること。

(3) 整備を実際に担当する人員 (サービスエンジニアを含み常駐者であること) 及び担当者名

人員 名

担当者名

(4) 点検整備及び修理依頼から着手までの所要日数は、1日に対応いたします。

2 部品供給体制

(1) 部品供給の総括窓口及び担当者名

総括窓口

担当者名

電話番号

(2) 供給系統 (フローチャート図)

(3) 依頼から納品までの所要日数は、2日以内に対応いたします。

3 技術員の派遣体制

(1) 最寄りの整備工場の派遣体制

ア 緊急時の連絡系統

イ 現地への派遣方法

ウ 現地到着までの所要日数は、1日以内で対応いたします。

(2) メーカーの技術員の派遣体制

ア 緊急時の連絡系統

イ 現地への派遣方法

ウ 現地到着までの所要日数は、2日以内で対応いたします。

上記のとおり証明いたします。

令和 年 月 日

(宛先) 新潟市長

(競争入札参加希望者) 住 所

会 社 名

代表者名

同等品申請書

調達物品名 小型動力ポンプ付き普通積載車

(/ 枚)

No.	品名 (材料)	メーカー名・型式	諸元	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※上記のとおり性能資料を添え、同等品の認定を申請いたします。

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名

紙入札等方式参加承諾願

令和 年 月 日

(宛先) 新潟市長

所在地

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

業者番号

下記入札等に係る入札等参加資格要件を満たしていますが、電子入札システムを利用して入札等に参加できないため、紙入札等方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

件名	
入札公告日、指名通知日又は見積依頼日	
電子入札システムを利用できない理由	

紙入札等方式参加を承諾してよろしいでしょうか。

	課長	補佐	係長	担当
決裁				

起案 令和 年 月 日

決裁 令和 年 月 日

紙入札等方式参加承諾願

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

(宛先) 新潟市長

入札参加資格者名簿に記載されている所在地、業者名及び代表者名(受任している場合は受任者名)を記載してください。

所在地 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町
〇丁目〇番〇号

商号又は名称 〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 又は
新潟支店長 〇〇 〇〇 など

代表者氏名
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

業者番号 300000000
(3から始まる9桁の番号)

下記入札等に係る入札等参加資格要件を満たしていますが、電子入札システムを利用して入札等に参加できないため、紙入札等方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

件名	〇〇〇〇
入札公告日、指名通知日又は見積依頼日	令和〇年〇月〇日
電子入札システムを利用できない理由	ICカード及びICカードリーダーの購入並びに物品電子入札システム環境の設定が完了していないため。

紙入札等方式参加を承諾してよろしいでしょうか。

	課長	補佐	係長	担当
決裁				

起案 令和 年 月 日
決裁 令和 年 月 日

入札(見積)書

令和 年 月 日

新潟市長 様

住所

氏名

印

新潟市契約規則及びこれに基づく入札(見積)条件を承認のうえ
入札(見積)いたします。

金額	百	千	円	
履行場所				
品名	品質・規格	数量	単価	金額

(注)入札(見積)額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

電子入札等で開札の結果、同額の際に実施する
電子くじで用いるくじ番号を、次のとおり申し出ま
す。

くじ番号
000~999の任意の番号
を右欄に記載すること。

入札(見積)書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

新潟市長 様

入札参加資格者名簿に記載されている所在地、業者名及び代表者名(入札参加資格者名簿において受任者に権限を委任している場合は、受任者は受任者の情報)を記載してください。

住所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町
〇丁目〇番〇号
氏名 △△株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

印

入札参加資格審査申請時に「使用印鑑届」にて届け出た印を押印してください。

新潟市契約規則及びこれに基づく入札(見積)条件を承認のうえ
入札(見積)いたします。

金額	百 千 円						
金額	¥	〇	〇	〇	〇	〇	〇
履行場所	〇〇部〇〇課						
品名	品質・規格	数量	単価	金額			
△△△△	□□□□	〇〇	〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇			

「一式」という記載でも結構です。

「仕様書のとおり」という記載でも結構です。

数量を「一式」と記載した場合、どちらも総額を記載してください。

(注)入札(見積)額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

電子入札等で開札の結果、同額の際に実施する電子くじで用いるくじ番号を、次のとおり申し出ます。

くじ番号

000~999の任意の番号
を右欄に記載すること。

123

令和8年度

小型動力ポンプ付き普通積載車仕様書
(固定配管仕様)

新潟市消防局

第1 総則

1 目的

この仕様書は、新潟市（以下「当市」という。）が令和8年度に購入する小型動力ポンプ付き普通積載車（以下「本車両」という。）の仕様について定める。

2 適合法令等

本車両の製作は、仕様書及び承認図書によるほか、次に掲げる法令等に適合し、緊急自動車として承認を得られるものとする。

- (1) 動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年10月15日自治省令第24号）
- (2) 道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）
- (3) 道路運送車両の保安基準（昭和26年7月28日運輸省令第67号）
- (4) その他の関係法令等

3 車両概要

本車両は、1.0t平ボディ・ダブルキャブ型シャーシに、小型動力ポンプ（B-2級）を積載し、積載した状態で放水・吸水ができるように固定配管及び車体側面に操作パネルを備え、迅速確実な消防活動を行うことができる消防団車両である。

4 製作上の問題処理等

- (1) 本車両の保管責任は当市の最終検査を受けるまでの間は、受注者が負うものとする。
- (2) 仕様内容に疑義が生じた場合又は仕様の変更が必要な場合は、当市とその都度速やかに協議し、承認を得たあと施工すること。
- (3) 仕様内容については、当市の解釈に従うものとする。
- (4) 本車両製作にあたり、工業所有権その他の法令等に抵触する問題が生じた場合は、受注者においてこれらの問題を解決し、その旨を当市に報告すること。

5 製作上の注意

車体は、常時登録された車両総重量の状態において十分耐え得るもので、次のとおりとする。

- (1) 標準装備以外の各装置及び部品の取付けは、ボルト締めを原則とすること。
- (2) 車体全般にわたり、防水、防食及び防錆措置を十分行うこと。
- (3) 清掃、点検、調整及び修理が容易に行えるものとする。
- (4) 使用取扱い上の安全性及び操作性を十分考慮すること。
- (5) 全体的に重量軽減を図り、前後左右の荷重バランスを十分考慮すること。
- (6) 装備品等は機能的かつバランスよく配備すること。
- (7) 堅牢にして長期の使用に十分耐え得るものであり、かつ維持管理が経済的に行えるものとする。
- (8) 洗浄ができ、かつ残水等の生じない構造とすること。また、車体等で塗装剥離の

- 恐れのある部分には、適切な保護対策を講ずること。
(9) 法定点検整備が容易に行える構造とすること。

第2 提出書類

1 着手届

契約後、速やかに着手届を1部提出すること。

2 承認図書

契約後、速やかに当市と細部打合せを行うものとし、細部打合せ後、次の書類（A4版に製本）を3部提出し、承認を受けること。

なお、承認後1部を受注者へ返却するものとする。

(1) 製作工程表

(2) 製作図等

ア シャーシ3面図

イ シャーシ諸元明細書

ウ ギ装外観5面図（縮尺1：20）

エ 装備品取付図

オ 配管図及び配管系統図

カ 電気系統配線図

キ 使用資機材明細一覧表（メーカー名及び型式）

ク その他当市が指示するもの

3 進ちょく状況の報告

製作工程ごとの進ちょく状況を示す書類、写真を1部提出すること。

4 完成図書

納入時に次の書類（A4版のファイル）を2部提出すること。

(1) 製作図

(2) 自動車車検証の写し

(3) 自動車損害賠償責任保険証明書の写し

(4) リサイクル券の写し

(5) シャーシ取扱い説明書

(6) 整備要領書

(7) 緊急自動車届出確認証の写し

(8) 改造自動車等審査結果通知書の写し

(9) ポンプ取扱い説明書及び整備要領書

(10) 装備品等一覧表（保証書付き）及び取扱い説明書

(11) 主要資機材一覧表（保証書付き）及び取扱い説明書

(12) 納品書、納品明細書

(13) その他当市が指示するもの

5 写真（カラーE版、又はデジタルカメラ写真と写真を保存したCD）

次に掲げる写真（A4版ファイルで製本）を、それぞれの指定部数提出すること。

- | | |
|---|------|
| (1) 完成車両（新規登録後でナンバー付き）の前後左右、斜め前後左右及び上方向から撮影したもの | 3部 |
| (2) 製作工程に基づくシャーシから完成車までの状況を撮影したもの | 1部 |
| (3) 塗装状況が確認できるもの（工程ごと） | 1部 |
| (4) 付属品を撮影したもの | 1部 |
| (5) その他当市が指示するもの | 指定部数 |

第3 シャーシ

1 諸元及び性能

- | | |
|---------------|------------------|
| (1) 型式 | ダブルキャブオーバー型（4ドア） |
| (2) 駆動方式 | 後輪又は四輪駆動 |
| (3) 総排気量 | 1,600cc以上 |
| (4) トランスミッション | オートマチック |
| (5) ステアリング | パワーステアリング |
| (6) 乗車定員 | 5名以上 |
| (7) バッテリー | 寒冷地仕様 |

2 装備品

- (1) 後退警報器（ON・OFF切替スイッチ付き）
- (2) 専用エアコン（純正部品）
- (3) 純正カーラジオ（AM、FM付き）
- (4) サンバイザー（運転席及び助手席）
- (5) サイドバイザー（4箇所）
- (6) パワーウインドウ（4箇所）
- (7) その他メーカー標準装備品

第4 ぎ装

製作台数は1台とし、ボディーは鋼板製で、走行による振動等に十分耐え得る構造で次のとおりとする。

1 完成車の寸法及び重量

- | | | |
|-------|---|-----------|
| (1) 全 | 長 | 5,100mm以下 |
| (2) 全 | 高 | 2,300mm以下 |
| (3) 全 | 幅 | 1,900mm以下 |

(4) 車両総重量 3.5 t 未満 (別表の積載品等の重量を含む。)

※ 普通自動車免許で運転できる規格内であること。

2 ギ装材料

- (1) フロアステップ・車体上部・その他必要とする部分は、アルミ縞板とする。
- (2) 保護枠・計器板・蝶番・手摺りその他金属の露出部分及び外部に取付けるボルトナット類は全てステンレス製のものを使用すること。
- (3) コーキング類は弾力性があり、永年使用により硬化しないものを使用すること。
- (4) プラスチック類は、全て難燃性のものを使用すること。
- (5) ゴム製品は、全て耐油性の合成ゴムを使用すること。

3 小型動力ポンプ

- (1) 放水性能はB-2級とする。
- (2) 遠隔操作盤を両側面に設け放水操作ができること。
- (3) 真空ポンプは吸水確認後、自動的に停止する構造とする。
- (4) エンジン始動はセル式とする。
- (5) 積載状態で容易にバッテリー充電ができる構造であること。

4 キャブ内装備品等

- (1) 隊員の乗降時及び走行時における安全の確保に必要な握り棒、手摺り、安全带等を設け、後部座席の握り棒にはS字管フック5個以上を取付け、取付け部には補強を施すこと。
- (2) 後部座席背面に、防火衣等を掛けるフックを4個取付けること。
- (3) 後部座席下部に可能な限り資機材収納ボックスを設け、床にはスノコ板(ゴム板)を敷くこと。

5 取付品及び取付装置

別表1のとおりとするが、同等以上の性能を有する品を主張する場合は、入札参加申請時に新潟市財務部契約課へ性能資料を提出し、審査を受けること。

- (1) 赤色警光灯
キャブ屋根前面(標識灯、スピーカー付き)に取付けること。
- (2) 赤色点滅灯(赤色警光灯と連動)
 - ア 車両後部上方の左右対称の位置に取付けること。
 - イ フロントグリル前面の左右対称の位置に取付けること。
- (3) 電子サイレンアンプ
電子サイレン及び警鐘の擬似音を発することができ、かつ拡声装置としても使用できるものであること。
- (4) 照明灯(LED式)
取付けは、当市が指定する位置とし、手動式伸縮柱を取付けること。(詳細は別途指示)
- (5) 後退灯

後退灯は、車両後部左右の支障とならない位置に取付け、後退警報器（ON、OFF切替スイッチ付き、夜間鳴動式）と連動させること。

(6) 標識灯

標識灯は黄色とし、丸ゴシック体の黒文字で記入すること。また単独スイッチを設けること。（詳細は別途指示）

(7) 収納ボックス

ア 収納ボックス内には、LEDによる照明装置を取付けること。

なお、メインスイッチはキャブ内とする。

イ ボックス内の配線やコード類は、露出しないように極力隠蔽し、防水加工とすること。

ウ 収納ボックス内に資機材等を収納する際、スイッチ・配線・コード等が接触するおそれがある箇所は保護カバーを設けること。

6 積載品及び付属品、備品

別表2、3のとおりとし、安全確実に積載でき、容易に取外しができる堅固な装置を備えることとする。

また、同等以上の性能を有する品を主張する場合は、入札参加申請時に新潟市財務部契約課へ性能資料を提出し、審査を受けるものとする。

7 車体の形状及びぎ装要領

(1) ぎ装は、努めてアルミ板及びステンレス鋼を使用し、総合的な重量軽減を図り、車両全体の重量バランスを考慮して施工すること。

(2) 車体の骨組みは完全に自立する構造とし、側板、腰板等に直接大きな荷重を負担させないこと。

(3) 車体上面は十分強度があり、雨水等が縞板の継目等に滞留及び車体内部に浸水しない構造とすること。

(4) シャーシに骨組みを取付ける場合は、リベット接手又はボルト締めとし、主要部分のボルトにはダブルナット等の使用により緩み止め防止を施すこと。

(5) シャーシフレームにぎ装上の構造物、枠組み取付け台等を取付ける場合は、原則として弛緩しない方法でボルト締めとすること。

(6) 主要積載品及び取付け品は、それぞれ強固な固定装置を設けて積載するか、又は取付けること。

(7) 危険防止のため、手摺り、足掛かり、握り棒を必要な場所にと付けること。

(8) ステップは周辺折り曲げ構造とし、ブラケット、手摺り、握り棒等を取付ける部分には、十分な補強を施すこと。（別途協議）

(9) 車体の重要な点検箇所及び主要部分には、点検整備に必要なスペースを確保するとともに、必要な箇所には点検口又は点検扉を設けること。

(10) 燃料給油口は、給油に際し容易な位置に設けて、給油口には燃料の種類と容量を記入すること。（ガソリン ○○L）

(11) 車体上部は作業が容易に行えるようフラットとしアルミ縞板を張り付けること。

(詳細は別途打合せ)

- (12) 床・ステップ等は雨水が溜まらない構造とすること。
- (13) 車体上部に無線受信機のアンテナを取付けること。(詳細は別途打合せ)
- (14) 車体の形状は、努めてデパーチャーアングル及びアプローチアングルを考慮すること。
- (15) 排気管は耐熱措置(カンペハピオ耐熱塗料600℃又は同等のもの)を施すこと。

8 資機材収納等

(1) 小型動力ポンプ積載装置

荷台部分に小型動力ポンプを積載し、安全で容易に車両後部へ搬出できるスライドレール式とし、ポンプ積み下ろし時には、ポンプが車両側板より後方外側に出るようレール最後部まで移動し、かつ容易に積み下ろし可能な傾斜式構造とすること。
また、そのレールについては小型動力ポンプ積載の有無を問わず、収納時は金具で固定できる構造とすること。

(2) デッキ上部に二つ折り梯子を積載し、バンドで落下防止を図ること。

(3) 資機材収納棚

- ア 資機材収納については、必要に応じスライド式又は引き出し装置を設けること。
- イ 車体上部にホース等資機材が収納できる構造の一段手摺り枠を設けること。
- ウ ホース収納装置は、65mmの二重巻ホースが10本積載できる構造とし、直接風雨にさらされない措置を可能な限り講じること。
- エ 資機材収納棚は資機材を効率的に積載でき、かつ使用に際し資機材等の出し入れが容易に行える構造とすること。
- オ 各棚に取外しが可能なスノコ板(ゴム板)を敷くこと。
- カ 車体両側面シャッターの開口幅は800mm以上とすること。
- キ 車体側面及び車体後部は、全てシャッター方式(塗装は車体と同じ)とし、その構造は次のとおりとする。
 - (ア) シャッターはアルミ合金製ローラー方式で、耐久性・防水性を有し、開閉が任意の位置において停止できる機能を有すること。
 - (イ) 開閉方法は、開閉ハンドル式(ステンレス製でロック装置付き)又はバーハンドル式(閉鎖用ステー及びロック装置付き)とする。
 - (ウ) シャッターの取付けは、走行等の振動で歪んだり、ガタついたりしないよう確実にを行うこと。

9 配管等

- (1) 小型動力ポンプは、積載状態での放水を可能とするため固定配管設備を設けること。
- (2) 摩擦損失が少なくエアポケットを生じない構造とするとともに、残水しないよう努めて下り勾配とすること。
- (3) 防食処理を施すこと。
- (4) 残水排除用配管(ドレン)は、パイプ等により車体下部まで配管し、排水する構造とすること。

- (5) 両側面に圧力計と連成計を取付け、計器上部に計器灯を取付けること。
- (6) 両側面に放水コック及び放口（65mmマチノ式）を取付けること。
- (7) 運転席側側面に中継コック及び中継口（65mmマチノ式）を取付けること。
- (8) 小型動力ポンプの排水導水管及び排気誘導管を設けること。
なお、排水と排気はシャーンにかからない構造とすること。
- (9) ボールコック、ポンプドレン、冷却水ドレンには排水ドレンコックを設け、シャーンにかかわらずに排水できるようにすること。
- (10) 助手席側側面に吸管を収納できるよう固定金具を取付け、8mのソフト吸管を吸管エルボを介して吸口に接続し、取付けること。

10 その他の取付品等

- (1) 消防章（団）は、キャブフロント部に朱色の台座を設けて取付けること。
なお、ステッカーは不可とする。
- (2) 各フェンダーに、ゴム製の泥除けを取付けること。
- (3) 車両前面に牽引用フックを設けること。
- (4) 車体後部左右両側に反射器を取付けること。

11 電装品関係

- (1) 各電装品の電気配線及び無線電話装置関係の配線は、キャブ内張り内を通すこととし、キャブ本体の貫通部は、雨水等の漏れを防止するとともに電装品及び各配線の取付け箇所が容易に点検できる構造とすること。
- (2) 配線、コネクター等は防水及び防錆性能を有するものを使用し、コネクター等に雨水等が直接かからない措置を講ずること。
- (3) 路肩灯（LED式）は左右後輪付近に取付け、スモールライトと連動させること。

12 無線受信機

車載無線受信機（デジタル仕様）等は、現有車両から移設設置すること。（詳細は別途打合せ）

第5 塗装等

1 塗装要領

塗装・メッキ及び文字の記入は、上質な材料を使用し、入念に仕上げること。

2 塗色

朱色（ロックペイント073-9080AP-044及びロックペイントハイソリットウレタン塗装H-ECOレッド又は同等品以上）

車両外面の塗料はVOC（揮発性有機溶剤）削減、環境負荷物質（鉛など）を一切含んでいない等、環境を考慮したハイソリッドウレタン塗料を使用すること。

3 文字等の記入

- (1) キャブ両側に、丸ゴシック体の白文字で、左読みで「新潟市消防団」、「中央方面隊」と二段で記入すること。(別途打合せ)
- (2) 標識灯両面に、黒色丸ゴシック体左横書きで、「日和浜分団」と記入すること。
- (3) 文字表示等の施工については、新潟市屋外広告物条例に基づくものとする。

第6 検査

1 検査

本仕様書・承認図書及び協議事項に基づいて行うものとする。ただし、一部の検査については、社内検査成績表等により省略するものとする。

2 最終検査

新規登録後、当市が指定する日時及び場所で実施するものとし、検査の結果不備事項又は不合格品がある場合は、当市の指示する日までに改修、取替えを行い、再度検査を受けるものとする。

第7 補則

1 疑義等

- (1) 仕様内容に疑義が生じた場合又は仕様の変更が必要な場合は、当市とその都度速やかに協議し、承認を得ること。
- (2) 仕様内容の解釈については、当市の解釈に従うこと。

2 登録等の経費

車両登録に要する費用は、受注者が負担するものとする。

ただし、「自動車損害賠償責任保険」、「自動車重量税」及び「自動車リサイクル料」に要する費用は除くものとする。

3 保証期間

保証期間は、納入の日から起算して2年間とし、保証書を提出すること。ただし、保証期間経過後といえども、設計、製作、材料等の不良に起因する不具合の発生については受注者において無償で修復、取替え等を行うこと。

なお、故障等が生じた場合の修理等については、速やかに対応すること。

4 納入

- (1) 北陸信越運輸局新潟運輸支局の新規登録を受けた後、各部の点検整備及び清掃手入れを実施のうえ、燃料を満タンとし納入すること。

- (2) 納入の際は、納品書を提出すること。
- (3) 納入の際はスタッドレスタイヤ（普通タイヤと組換え）とする。（スペアタイヤホイール付も含む）
- (4) 納入場所
新潟市消防局（新潟市中央区鐘木257番地1）
- (5) 納入期限
令和9年3月24日（水）

5 取扱い説明

納入者は、当局が別に指示するとおり、本車両及びびぎ装装備品等の取扱いについて専門係員を派遣し取扱い説明を行うこと。

6 業務評価

契約終了後、この契約に対して業務評価を実施する。

別表 1

取付品及び取付装置

番号	品名	数	仕様等	取付位置等
1	ポンプ圧力計	2 個		車両両側面
2	ポンプ連成計	2 個		車両両側面
3	赤色警光灯	1 式	ハットライト AZD-M1LYFR-RR-51N または 名古屋電気工業 XB12-F7A50	キャブ屋根前方
4	赤色点滅灯	1 式	ハットライト LP3-M1R 2 個 または 大阪サイレン LFA-100 2 個	フロントバンパー 左右各 1
5	後部点滅灯	1 式	ハットライト LP3-M1R 2 個 または 大阪サイレン LFA-100 2 個	車体後部 左右各 1
6	照明灯 (LED 式)	1 式	12V-27W 以上 手動式伸縮柱付・360 度回転可	当市指定位置
7	電子サイレンアンプ (録音再生機能マイク付き)	1 式	ハットライト SAP-520FB (C) または 大阪サイレン TSK-D251	運転席付近
8	アルミシャッター	3 式	アルミ合金製ローラー方式	右側面 1 左側面 1 後部 1
9	路肩灯	2 式	LED 式	後輪付近
10	消防章	1 個	サイズ 150 mm (朱色台座付) ステッカー不可	キャブフロント部
11	火の粉飛散防止装置	1 式	脱着式 (30 メッシュ以上)	排気管
12	後部座席握り棒	1 式		キャブ後席
13	フック	1 式	物掛けフック 5	キャブ後席
14	小型動力ポンプ	1 式	B-2 級 (バッテリー式)	後部

別表 2

積載品及び付属品

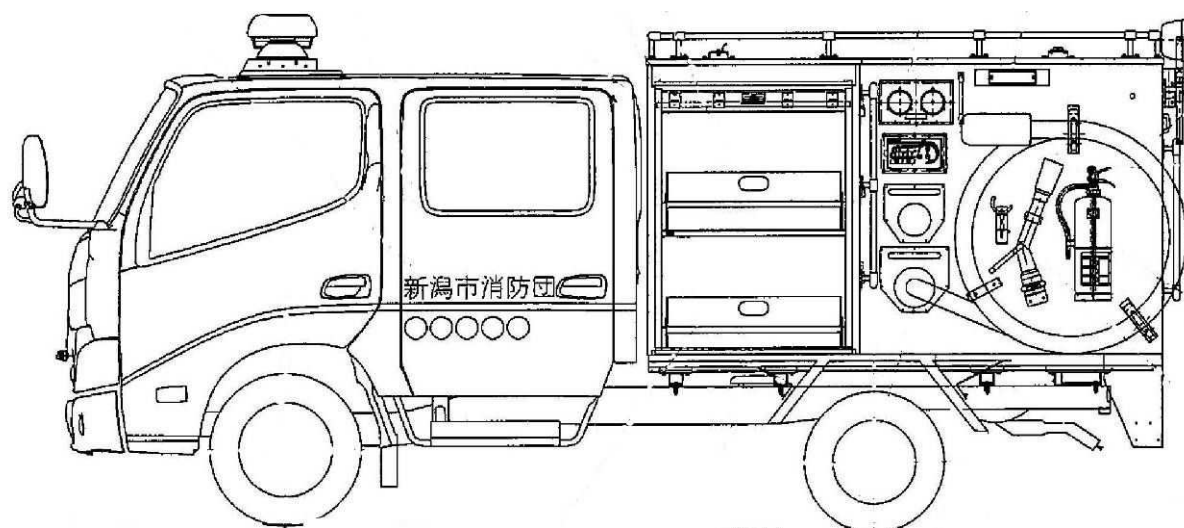
番号	品名	数	仕様等	積載別
1	吸管類 吸管（金具付き） 吸口エルボ 吸口ストレーナー 吸管ストレーナー 吸管ちりよけ籠 吸管まくら木 吸管ロープ	1 式	エキパン式軽量吸管 75 mm×8m 1 本 YONE 製 AS-75SSW 1 個 または東京サイレン TS-3053 プラ製 1 個 プラ製(75mm) 1 個 プラ製、白色、ゴムバンド付き 1 個 リンタッチ式、ゴム製 1 個 クレモナ 10mm×15m 1 本	積載
2	消火栓金具	1 個	YONE 製 PR-75 75mm ネジメス×65mm 差込メス (ロープ引上式・マジックバンド付き)	積載
3	中継用媒介金具	1 個	65mm ネジメス×65mm 差込メス	積載
4	放口用媒介金具	2 個	65mm ネジメス×65mm 差込メス	積載
5	消火栓開閉器	1 式	消火栓開閉器 地上式開閉器（新潟仕様） 1 本 地下式開閉器（日之出82型） 1 本 防火水槽用手鍵 新潟仕様 2 本	取付
6	吸管スパナ	2 本	スロッター型	取付
7	管そう	1 式	リニアスバル 結合部65mm 差込式 （肩掛けバンド付き） 1 本 特殊ノズル NV-65W・II 1 個 PP-65AEXSL 1 本	積載
8	とび口	2 本	長さ 1.8m	取付
9	消火器	1 本	自動車用粉末 20 型（固定金具付）	取付
10	ホースバンテージ	5 枚	キンハイ HB-100	積載
11	応急処置用セット	1 式	災害少人数用救急箱（5～10 人用）	積載
12	補修用塗料	1 式	500cc はけ 3 本	
13	負皮バンド	2 本	新潟仕様	積載
14	二つ折り梯子	1 式	赤塗 K-1-36	取付
15	燃料缶	1 缶	大自工業 FX-520 20 L、鋼製 又は同等品	積載
16	消防用ホース	10 本	65 mm×20m ホース 耐圧 1.6MPa	積載

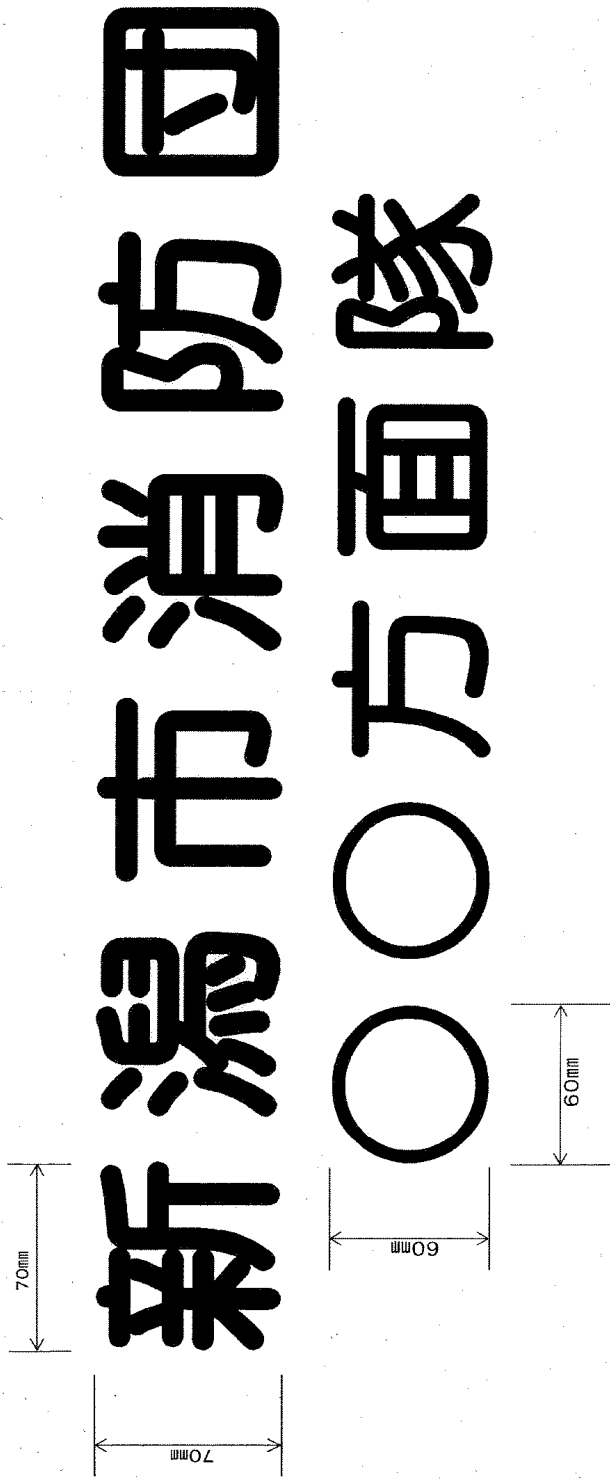
別表 3

車両備品

番号	品名	数	仕様等	積載別
1	自動車工具	1 式	標準付属品	積載
2	スタッドレスタイヤ	1 式	ホル組替含む	装備
3	予備スタッドレスタイヤ	1 式	ホル組替含む	装備
4	タイヤチェーン	1 組	純正品 (シングル)	積載
5	フロアマット	1 式	標準品	装備
6	車輪止	2 個	ゴム製	装備
7	非常用信号用具	1 本	発煙筒(標準付属品)	装備
8	三角表示板	1 個	ポータ工業 PGS-53 又は同等品	積載
9	赤旗	1 本	木製柄、旗の大きさ 30cm 角	積載
10	LED 合図灯	3 本	ポータ工業 RKC-N2 アルカリ電池付き	積載
11	セフティコーン	2 個	ポータ工業 PC-450、ゴム製重り付き	積載
12	ブースターケーブル	1 組		積載
13	牽引用ワイヤー	1 本	長さ約 5m	積載

外觀參考圖





書体(丸ゴシック体)
白文字
文字サイズ(新潟市消防団)
縦 70mm 横 70mm
文字サイズ(〇〇方面隊)
縦 60mm 横 60mm

別 図

消防用ホース仕様書

新潟市消防局

1 総 則

- (1) この仕様書は、結合金具付消防用ホース（以下「ホース」という。）について定める。
- (2) ホースは、次に掲げる省令に適合するもので、日本消防検定協会の認定を受けたものとする。
- ア 消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成25年3月27日総務省令第22号）
- イ 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成25年3月27日総務省令第23号）

2 仕 様

- (1) ホース種別

呼 称	長 さ	使 用 耐 圧
65mm	20m以上	1.6MPa以上

- (2) 結合金具

アルミ合金製差込式（テフロン加工・Oリングパッキン付き）とし、ホースとの接続はリング締めとする。なお、ホースと結合金具の接着部には日本消防検定協会の認定適合表示がされていること。

- (3) 日本消防ホース工業会に加盟している製造メーカーが製造したホースであること。

なお、ホースには、製造メーカー名、年式、呼称径、長さ、使用耐圧の表示がされていること。

- (4) 形状は、綾織り又は平織りとし、省令規格に定める試験方法による製造メーカーの摩耗回数の高いものとする。

3 補 則

製造メーカーが日本消防ホース工業会に加盟していることが確認できるもの及び諸元表を提出すること。